

沼田市 省エネ基準適合性判定手数料 一覧表

(令和7年4月1日以降の申請から改正後手数料を適用)

建築物単位で算定

赤字が改正部分

用途		評価方法	床面積の合計 ㎡≦ ＜㎡	現行 手数料 (円)	改正後 手数料 (円)
住宅	戸建	標準計算法等※1	～ 200	—	33,000
			200 ～	—	37,000
		仕様・計算併用法	～ 200	—	23,000
			200 ～	—	26,000
		仕様基準	～ 200	—	18,000
			200 ～	—	19,000
	共同等 ※2	標準計算法等※1	～ 300	—	65,000
			300 ～	—	108,000
		仕様・計算併用法	～ 300	—	47,000
			300 ～	—	79,000
		仕様基準	～ 300	—	31,000
			300 ～	—	54,000
非住宅	工場等 以外	標準入力法等※3	～ 300	—	212,000
			300 ～	265,000	265,000
		モデル建物法	～ 300	—	82,000
			300 ～	104,000	104,000
	工場等 ※4	標準入力法等※3	～ 300	—	21,000
			300 ～	30,000	30,000
		モデル建物法	～ 300	—	17,000
			300 ～	26,000	26,000
住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算し徴収する。					
計画変更や軽微な変更証明申請にかかる手数料について、以下のとおり改正する。 【現行】変更後の床面積による手数料 → 【改正後】変更後の床面積による手数料の半額					

※1 標準計算法のほか、大臣が認める方法を適用する場合や、外皮は気候風土適用住宅を適用し、一次エネルギー消費量は標準計算法を適用する場合を含む

※2 共用部を評価しない場合は、共用部の床面積を除いて算定する

※3 標準入力法のほか、大臣が認める方法を適用する場合を含む

※4 建築物の全部を、工場等(工場、危険物の貯蔵若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設)の用途に供する場合

沼田 省エネ性能向上計画認定手数料 一覧表

(令和7年4月1日以降の申請から改正後手数料を適用)

【適合証無の手数料表】建築物単位で算定

赤字が改正部分

用途	評価方法	床面積の合計 ㎡≦ ＜㎡	現行 手数料 (円)	改正後 手数料 (円)
戸建住宅	標準計算法等※1	～ 200	33,000	33,000
		200 ～	37,000	37,000
	仕様・計算併用法	～ 200	33,000	23,000
		200 ～	37,000	26,000
	誘導仕様基準	～ 200	18,000	18,000
		200 ～	19,000	19,000
共同住宅等	標準計算法等※1	～ 300	65,000	65,000
		300 ～	108,000	108,000
	仕様・計算併用法	～ 300	65,000	47,000
		300 ～	108,000	79,000
	誘導仕様基準	～ 300	31,000	31,000
		300 ～	54,000	54,000
非住宅	標準入力法等※2	～ 300	212,000	212,000
		300 ～	265,000	265,000
	モデル建物法	～ 300	82,000	82,000
		300 ～	104,000	104,000
住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算し徴収する。				
計画変更や軽微な変更証明申請にかかる手数料について、以下のとおり改正する。 【現行】変更後の床面積による手数料 → 【改正後】変更後の床面積による手数料の半額				

※1 標準計算法のほか、大臣が認める方法を適用する場合を含む

※2 標準入力法のほか、大臣が認める方法を適用する場合を含む